注１．事業の種類の区分及び事業の内容は以下のとおりです。
事業種類のセグメントは、日本年金機構法第44条第２項に定められた財源（国庫財源及び保険料財源）及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律第26条第２項に定められた財源（国庫財源）ごとに区分しております。これは、年金業務等に投入された国庫財源及び保険料財源各々の使途内訳及び損益を明らかにする必要があると考えていることによります。
事業運営費交付金事業：保険料財源による事業運営費交付金により行われる事業。保険事業経費（国民年金の適用、徴収、給付に関する業務及び厚生年金保険の適用、徴収、給付に関する業務）、社会保険オンラインシステム事業経費（年金システムの管理に関する業務）及び年金相談等事業経費（年金相談に関する業務）が含まれております。
機構運営費交付金事業：国庫財源による機構運営費交付金により行われる事業。機構職員人件費（日本年金機構の役員及び正規職員等にかかる人件費）及び機構内部管理事務経費（日本年金機構の内部管理のための事務経費）が含まれております。なお、年金記録問題対策経費（年金記録問題の対策に関する業務）に計上されている事業費用は、前期末までに取得した固定資産にかかる減価償却費のみを計上しております。
年金生活者支援給付金
支給業務事務取扱交付金事業：国庫財源による年金生活者支援給付金支給業務事務取扱交付金により行われる事業。年金生活者支援給付金支給業務事務費が含まれております。
２．配賦不能である減価償却相当額、減損損失相当額、利息費用相当額及び除売却差額相当額は、主に現物出資財産として受け入れた資産から生じたコストであります。また、配賦不能である事業収益は運営費交付金収益以外の自己収入等であります。
３．配賦不能である資産は主に現物出資財産として受け入れた資産及び本部、拠点の現預金であります。

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月十九日
北海道名寄市西二条南六丁目二七番地二
株式会社ヨシミ調剤薬局
代表清算人　石坂　雅人

解散公告

当社は、令和七年七月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月十九日
北海道中川郡幕別町札内新北町四四番地の一二ＭＳ北倶楽部一〇一　有限会社千舞
代表清算人　國安　廣美

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月十九日
青森県西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三四九番地二　有限会社深浦小型タクシー
清算人　小角　留理

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月十九日
青森県八戸市柏崎一丁目六番六号　株式会社Ｋ＆Ｋ
代表清算人　神山　智子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月十九日
山形県新庄市沖の町二番一五号　有限会社アイシーエフ
清算人　阿部　彰

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月十九日
茨城県常陸大宮市那賀八一〇番地　有限会社檜山建築
清算人　檜山　暢

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月十九日
茨城県龍ケ崎市寺後三六二九番地五　有限会社創悠
清算人　庭野　至

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月十九日
栃木県小山市大字下国府塚三四六番地八　有限会社茂呂製作所
清算人　茂呂　優

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月十九日
埼玉県狭山市大字南入曽六一三番地の一　宮岡米穀株式会社
代表清算人　宮岡喜久江